

# はだの 農業委員会だより

第150号  
令和6年7月発行

編集・発行  
秦野市農業委員会

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号  
TEL 0463-82-9654

E-mail noui@city.hadano.kanagawa.jp



写真はブルーベリーです。ツツジ科スキノ属シアノコカス節に分類され、主に7月から8月にかけてが収穫の時期になっています。アメリカが原産で実は主にジャムなどの食用として栽培されています。

また、春には白や薄紅色の花を咲かせ、秋には紅葉を楽しめるなど、鑑賞にも適する植物です。

## おもな内容

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| ■ 農業委員、農地利用最適化推進委員の紹介 | 2・3 |
| ■ 利用状況調査ほか            | 4   |
| ■ 令和6年度秦野市農業関係施策      | 5   |

|            |   |
|------------|---|
| ■ 農家の声     | 6 |
| ■ 相談コーナーほか | 7 |
| ■ カメラスケッチ  | 8 |

# 新農業委員・農地利用 最適化推進委員決まる！

農業委員12名が市議会の同意を得て、6月21日に市長より任命されました。

また、同日に改選後初の総会が行われ、会長に宮村俊男委員、会長職務代理者に池田武人委員が就任しました。

次いで農地利用最適化推進委員12名の委嘱が宮村会長より行われ、総勢24名の委員が決まりました。

任期は令和9年6月20日までです。皆さんよろしくお願いいたします。

## 農地利用最適化推進委員とは

農業委員会の機能が委員会としての決定行為と各地域での活動の2つに分けられることを踏まえ、主に合議体として意思決定を行う農業委員とは別に、担当地域における農地等の利用の最適化の推進のため、農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する者のうちから「農地利用最適化推進委員」を委嘱することとされています。

推進委員は担当地区において①人・農地プランなど、地域農業者等の話し合いを推進②農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進③遊休農地の発生防止・解消を推進といった現場活動を行います。

## 会長就任のあいさつ



このたび、今回の農業委員の改選に伴い、新たに任命された農業委員の皆様のご推挙を頂き、会長という要職を拝命いたしました。前回に引き続き3度目の会長就任となります。

令和6年6月21日からの3年間を任期とし、市長が任命した農業委員12名に、会長が委嘱した農地利用最適化推進委員12名を加え、総勢24名による新しい体制のスタートです。

農業委員会は、農地法のほか農地関連の法律に基づく業務を担っています。近年、農業者の高齢化やリタイア、後継者不足などに起因し、農業者の減少が大きな社会問題になっていることから、担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農者の促進など、農地等の

秦野市農業委員会

会長 宮村 俊男

利用の最適化を推進していく事が最重要の取り組みとなっています。また農地の集約化に向けた取り組みを加速させるために、人・農地プランを法定化した地域計画の策定について市や農協と一体となつて進めていきます。

さらに鳥獣被害の発生拡大をはじめ天候不順や自然災害の甚大化など、農業を取り巻く情勢は厳しさを増す一方ではありますが、県や市など関係機関との連携を強化し、地域の課題に密着した農業委員会活動に尽力していきたいと思えます。

最後に、これまでの知見や経験を活かし、地域農業者の皆様の要望や期待に応えられるよう努めてまいりますので、皆様方には、引き続き農業委員会への更なるご支援、ご協力をお願いするとともに、より一層のご指導をよろしくお願いいたします。

## 農 業 委 員



三嶽 英明



須藤 政一



伊藤 政春



柏木 昭二



高橋 照江



大津 俊彦



近藤 信一



村上 幸雄



山口 雅之



石井 貞員



池田 武人

## 農地利用最適化推進委員



増田 幸治  
上地区担当



湯山 正計  
東地区担当



山田 文夫  
北地区担当



井上 一志  
大根地区担当



監物 良子  
本町地区担当



小林 哲夫  
南地区担当



伊奈 肇  
大根地区担当



石井 優行  
西地区担当



山岸 勉  
東地区担当



坂上絵里子  
西地区担当



加藤 敏雄  
南地区担当



倉田 和志  
北地区担当

## 農業者年金に 加入しませんか？

農業者年金は、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保を目的とする公的年金制度で、次の全ての条件を満たせばどなたでも加入できます。

- ・年間農業従事日数が60日以上
- ・60歳未満の方
- ・国民年金1号被保険者であること

また、確定拠出型の年金で、次の長所があります。

- ・年金額が加入者数・受給者数に影響されない。
- ・保険料は全額控除対象。
- ・保険料の国庫補助
- ・（一定の要件が必要）
- ※お問い合わせ

農業委員会事務局

☎ 82-9654

はだの都市農業

支援センター

☎ 81-7800

## 農業後継者確保対策事業

農業後継予定者で市内在住者（研修期間中の住所を除く。）に対し、研修機関等において行った前年度の研修費に対し補助します。（次回の実施予定は令和7年度）  
事業の活用を希望される方は9月末までに市農業振興課農業振興担当へご相談ください。

### 1 対象者

農業後継予定者で市内在住者（研修期間中の住所を除く。）とし、年齢が18歳以上40歳未満の者

### 2 補助対象経費

研修機関等において行った前年度の研修経費（食事代は除く）

### 3 補助率

1／3 以内

農業振興課農業振興担当

☎ 82-9626

## 利用状況・意向調査を実施

### “農地の管理状況を確認しよう”

農業委員会では、遊休農地の把握や発生の防止・解消を目的とする農地の利用状況調査を夏から秋にかけて実施します。この調査は農地法に規定されているもので、毎年実施しています。また、この調査で見つかった遊休農地の所有者に対しては、冬に利用意向調査を実施します。これも農地法に規定されているもので、遊休農地の今後の利用について、貸付希望や耕作予定などを文書でお尋ねします。

なお、利用状況調査の実施に当たり、農業委員・推進委員や事務局職員が農地に立ち入ることがありますので、ご理解ください。

併せて、この機会に、農地の管理状況が適正かどうかを確認してください。遊休農地が発生すると、その農地だけでなく、周辺農地や近隣住民の生活環境の悪化につながるおそれがあります。

## 令和7年4月から 利用権の設定は農業 会議を介することが 義務づけられます

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農地の貸し借りは原則として農地バンク（神奈川県は公益社団法人神奈川県農業会議）経由となります。農地の出し手（貸し手）と受け手（借り手）との直接の貸し借りはできなくなります。

更新等で新たに契約を行う場合は、農業会議との契約になりますのでご注意ください。

# 令和6年度秦野市農業関係施策

～多様な担い手がつなぐ、

「農の恵みが溢れる都市」の実現を目指して～

本市では、農業施策の指針となる「秦野市都市農業振興計画」を策定しています（計画期間…令和3年度～令和7年度）。計画に掲げる4つの基本目標（Ⅰ農業経営の安定化と担い手の育成・確保、Ⅱ農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用、Ⅲ安全な農産物の生産・消費による地産地消の推進、Ⅳ農業に対する理解の促進と交流の活性化）を柱に、農業者、市民、関係団体及び行政が一体となり、多様な担い手がつなぐ、農の恵みがあふれるまちづくりを推進します。

## お問い合わせ

- ・①②は、市農業振興課農業振興担当
- ・③④⑤⑥⑦は、はだの都市農業支援センター

## ①農業経営基盤強化の促進

本市の中核的な農業者である認定農業者等で組織する「秦野市認定農業者協議会」が実施する経営規模拡大・農地集積に向けた資本整備への取組に対して補助し、認定農業者の経営の安定化並びに育成を図っていきます。

## ②「農の担い手の育成」

50歳未満の認定新規就農者に対する新規就農者育成資金等の交付や、はだの市民農業塾を通じた新たな担い手の育成・確保事業の実施及び農業団体が実施する農業後継者の育成事業、市民の農業理解の促進に向けた事業に対する支援を行います。

## ③地産地消の推進

市民の秦野産農産物に対する愛着や信頼性を高めるため、秦野産農産物の積極的なPRや農業者と市民との交流を図るとともに、市民と流通関係者と一体となった産地ブランドの構築による「秦野版地産地消」の推進を図っていきます。

## ④農産物ブランド化の推進

優良農産物の登録認証を行い、地場農産物を消費者に分かりやすく紹介するとともに、生産者の生産意欲の向上と消費拡大に努めます。

## ⑤農地の多面的機能を支える共同活動を支援

農業・農村が有する多面的機能（水源かん養、景観形成等）の維持を図るため、農業者等が共同で取り組む農地維持活動（草刈り、泥上げ等）、地域資源（農地、水路、農道等）を適切に保全管理するための共同活動及び農業用施設（水路工事等）について支援を行います。

います。

## ⑥落花生の生産支援

落花生の品質と収量の増大のための生産資材等の導入に必要な経費を助成します（農協へ出荷している方は、農協がとりまとめ）。

## ⑦鳥獣対策

秦野市鳥獣被害対策重点取組地域（令和5年度は3地区）において、ドローンを活用して作成した地図を元に、集落環境調査等の共有や防護柵やわなの設置、敷払いの実施等について検討し、地域ぐるみの鳥獣被害対策の推進を図っていきます。

## 令和6年度 秦野市農業関係予算

|        |           |
|--------|-----------|
| 農業振興費  | 73,686 千円 |
| 園芸畜産業費 | 14,425 千円 |
| 農地費    | 60,826 千円 |

秦野市では、荒廃農地に対して補助金を出しています。利用予定の方は必ず事前の相談をお願いします。

## ◎農地流動化整備事業

荒廃農地を生産性の高い農地として整備するため、3年以上の利用権の設定が必要です。

※10アール当り（初年度のみ）最大6万円

## ◎荒廃農地解消対策事業

農地の適正な保全と有効利用をはかり、将来的には利用権を設定します。

※10アール当り（初年度のみ）最大3万円

※実施年度の翌年から3年間維持管理をしていただきます。

※申請者が多い場合には、予算の範囲で按分となります。

詳しくは、はだの都市農業支援センターまで、お問い合わせください。

☎81-7800

# 農家の声



## 農家に嫁いで

山岸 幸子(寺山)



農家に嫁いで早四十年。

茶、稲作、みかんと少しばかりの野菜を栽培しています。働き者だった母と三足の草鞋を履いた父がなくなり一変、主人と鍬や草刈機を持ったことのない私が作業することになり、日に日に白かった肌も浅黒くなり、ピアノを趣味としていた指も太くなってしまいました。大変なこともありましたが、今は引き継いだ田畑を荒らさない様に奮闘しています。

農業を営むにあたって、特に最近の問題は農作物の鳥獣被害です。ある人が、夜にな

ると「ここはサファリパーク状態だ」と言っているのを聞いたことがあります。様々な動物が、エサを求めて目をギラギラさせて茂みに隠れています。そして一晩でシャベルカーで掘り起こすような勢いで荒らしていきます。そんな状態が、この先も増えていくんだらうなと思います、頭を悩ませています。そうした状況から我が家でもほとんどの田畑に電気柵やネットをして動物が入らない様に対策していますが、資材を購入する資金や設置する労力が営農の負担となっているのが現状です。

また、茶は価格低迷で収穫の際は親戚の応援がなくては作業が終わりません。ミカンでは全盛期と比べてどんどん枯れていつてしまいました。収穫期には人がとったように鹿が食い荒らしていきます。

こういった状況で生計を立てていくことは以前に比べて難しくなっています。

この状況を打開し、生計を立てていけるような魅力ある農業とは何かと、漠然と考えても答えは出ませんが、次世代へバトンタッチするまでの私たちの課題だと考えています。

そして、引き継いだ土地を荒らさずに、周囲に迷惑をかけずに残りの人生を楽しみながら守っていききたいと思っています。

## 農業を継承して

思うこと

遠藤 好雄(曾屋)



務から製品評価の仕事に移り、規制対応のための調査やテストを繰り返していた。昨今の自動車会社の安全問題は他人事とは思えない。

農業を継承するにあたり、親から譲り受けた畑や果樹や栽培技術は全て財産だと思う。畑を肥やし作物を栽培し雑草防除をし、果樹栽培し収穫し寿命が来る前の植え替えを考へ行い継続的に農業ができる環境を整えることが大事かと思う。しかし、現実はその甘くはなく夏の猛暑や大雨や冬の低温など農業を取り巻く環境は厳しい。それにもまして、円安の影響で原材料費が値上がり、さらに状況は悪化している。

果樹は何年もかけて栽培し収穫は年一回。結果はその過程にあり。

野菜は、栽培期間が短いため失敗しても果樹ほどのダメージはない。ただ、天候に左右されやすくりカバリー対応の判断が求められる。

両者を並行栽培して思うことは、一年間無駄なく収穫で

きること。

栽培サイクルの絶対的な違いから棲み分けをしなければならぬことの難しさもある。

一生懸命作物を栽培しても、一夜にして猪や鹿が作物を食い荒らしてゆく。昔はこんな事はなかったと言うがそれも現実として受け止めるしかない。2年前に地域に防護柵が設置され大変助かっている。対象が全てでは無い為、個人的に資材を購入し防護できるよう努めている。

農業に従事している以上、地域共生できないと仕事はできない。農道保全や畑周辺の草刈りや地域活動への積極的な参加が求められている。

しかし、地域活動も高齢化が進み若手といえども60歳代地域運営の難しさを感じる。農業者として未熟なため理想と現実の間で溺れそうになる事もしばしばあるが志した農業を継続できるように頑張りたい。



相談コーナー

―農地の一時転用について―

**Q** 農地を数か月間資材置場として利用したいのですが、一時的な転用であってもなにか手続きは必要ですか。

**Q** 農地から農地への移動も置けるスペースがあれば便利なのですが、なにか良い方法は無いでしょうか。



**A** 農地を資材置場などに転用する場合、一時的であっても農地転用の許可（市街化調整区域）または届出（市街化区域）が必要です。手続きを怠ると、工事施工者や土地所有者の責任が問われ、農地法による罰則や、納税猶予の打ち切り、農地転用許可などが受けられなくなる場合があります。

**A** 「耕作の事業を行う者が2アール未満の農地をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合」（駐車スペース等）であれば、農地転用の許可不要となる可能性があります。（農業委員会への届出は必要）

農地の転用・一時転用をお考えの方は、必ず農業委員会事務局までご相談ください。

◆お問合せ◆

★農業委員会事務局

☎8219654

支援センター通信

荒廃農地解消活動

荒廃農地解消ボランティアの会と協働して荒廃農地解消事業を実施しています。

今年度は東地区での荒廃農地解消活動を予定しています。

荒廃農地解消ボランティアの会には現在48名登録されており、参加は随時受け付けています。興味のある方は、はだの都市農業支援センター（☎8117800）まで。



農業委員会活動報告

《令和6年3月～令和6年6月》

●総会

3月25日、4月25日、  
5月28日、6月19日、  
6月21日

（主な審議案件と件数は左表のとおり）

●運営委員会

3月14日、4月16日、  
5月17日、6月11日

| 審 議 案 件                | 件数 | 面積(㎡)  |
|------------------------|----|--------|
| 耕作目的の売買・貸借<br>(3条許可)   | 8  | 12,063 |
| 市街化調整区域の転用<br>(4・5条許可) | 6  | 3,081  |
| 市街化区域内の転用<br>(4・5条届出)  | 79 | 54,132 |
| 利用権の設定                 | 38 | 47,742 |
| 相続税納税猶予                | 1  | 13,772 |



## カメラスケッチ

# 上地区農園ハイク!



6月8日(土)に、上地区で「上地区農園ハイク(主催:同実行委員会)」が開催されました。

豊かな自然の中、収穫体験とハイキングを組み合わせたこのイベントは今年で11年目を迎えました。

参加者合計で333名となり、大変盛り上がった1日となりました。

収穫できた作物はアスパラガスをはじめ、極早生モモ、ジャガイモなどで計7枚の圃場をめぐることができました。

今年の11月ごろにも西及び東地区で同様の催しが計画されています。

お問い合わせは、はだの都市農業支援センターまで

☎ 81-7800



## 事務局人事

(令和6年4月1日)

★お世話になりました

濱谷 耕介(退職)

澤野 正樹(文化振興課へ)

★よろしく願います

瀧谷 一徳(人事課から)

武井 大輔(開発指導課から)

## 全国農業新聞

全国農業新聞は、最新の農業情勢の提供と解説、先進農家の経営紹介、農業入門など読んで役立つ情報が満載です。

●毎週金曜日(月4回)発行

●購読料月額 700円

●お申し込みは、農業委員・推進委員、または事務局まで。

農業委員会事務局

☎ 8219654